

令和 8 年

綾瀬市議会 5 月臨時会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
28	綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
29	専決処分の承認について（綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）	4
30	専決処分の承認について（綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	8

綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を綾瀬市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

- 1 住 所 綾瀬市小園 [REDACTED]
- 2 氏 名 山 田 正 志
- 3 生年月日 昭和24年 [REDACTED]

令和8年5月12日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和8年5月21日をもって任期が満了することに伴い再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和8年5月12日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(綾瀬市市税条例の一部改正)

第1条 綾瀬市市税条例（昭和52年綾瀬町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条の2」を「第30条」に改める。

第8条第1項中「の種別割」を削る。

第29条の2を削る。

第30条（見出しを含む。）及び第31条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第32条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第33条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第34条（見出しを含む。）及び第35条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第36条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第55条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附則第13項第3号中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に、「4

分の3」を「3分の2」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第25項第4号」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とする。

附則第15項から附則第17項までを削る。

附則第18項の前の見出し中「種別割の」を削り、同項中「第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第15項とする。

附則第19項中「令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第16項とする。

附則第20項及び附則第21項を削る。

附則第22項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第17項とする。

附則第23項を削り、附則第24項を附則第18項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和33年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「種別割の」を削る。

第2条の見出し中「種別割の」を削り、同条中「の種別割は地方税法第463条の18第1項」を「は、地方税法第451条第1項」に改める。

第3条中「種別割の」を削る。

第4条の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削り、同条第2項中「種別割の納税義務者は」を「納税義務者は、」に改める。

第1号様式中「軽自動車税の種別割証紙」を「軽自動車税証紙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の綾瀬市市税条例及び第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和8年5月12日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

綾瀬市国民健康保険税条例（昭和32年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「当該各号のキ」の次に「及びク」を加え、同項第1号に次のように加える。

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について140円

第12条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について100円

第12条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

第12条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の1号を加える。

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額

後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第12条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(前3項の規定による減額が行われた場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

地方税法施行令の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。